

野洲市野洲川河川公園の指定管理業務に関する仕様書

令和6年8月

野洲市

野洲市野洲川河川公園指定管理者業務仕様書

野洲市野洲川河川公園（以下「河川公園」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、関係法令等によるほか、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、河川公園の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 河川公園の管理に関する基本的な考え方

- (1) 野洲市都市公園条例（平成 16 年野洲市条例第 158 号）、同管理運営規則（平成 16 年野洲市規則第 122 号）に基づき、適切な処理を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ及びレクリエーション等の普及振興と心身の健全な発達を図るため、自主的活動を促進し、地域に密着した身近な公園として有効に利用されるよう管理運営を行うこと。
- (3) 特定の個人又は団体に対して、有利あるいは不利になるような取り扱いをしない。
- (4) 公の施設であることを認識し、公平な管理を行うとともに、住民サービスの向上に努めること。
- (5) 市民ニーズの把握に努め、管理運営に反映すること。
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年野洲市条例第 1 号）に基づき、個人情報保護対策を講ずること。
- (7) 効率的運営を行うこと。
- (8) 施設使用料及び自主事業収集等の収入については、利用料金制とし、指定管理者の収入とする。

なお、指定管理者は新規サービスや新規事業の開催にあたっては、計画時点で事業内容について市と協議し承認を得ること。

(9) 管理業務の施設内容に増減が発生した場合は、指定管理料を含め指定管理の内容変更について協議することがある。

3 施設規模

- (1) 名 称 野洲市野洲川河川公園
- (2) 所 在 地 野洲市三上 2224 番地
- (3) 施設規模 野洲市野洲川河川公園 143,590 m²（約 14ha）
野洲市野洲川河川公園管理事務所延べ床面積 330.80 m²
河川公園利用者用バリアフリートイレ及び下の新田緑地
- (4) 施設内容 会議室 野球場 多目的運動場 陸上競技場
テニスコート（砂入り人工芝型） テニスコート（真砂土舗装型）
ゲートボール場 グラウンドゴルフ場

4 開館時間及び休館日

- (1) 開園時間 ○夏季（5月から9月まで）
- ・平 日 午前8時30分から午後4時30分
 テニスコートは午前8時から午後5時まで
 - ・土日祝（振替休日を含む） 午前6時から午後7時まで
- その他の時期
- ・平 日 午前8時30分から午後4時30分
 テニスコートは午前8時から午後5時まで
- (2) 休 園 日
- 月曜日。ただし、祝日（振替休日を含む。）である場合を除く。
12月28日から翌年1月4日までの日。
その他、野洲市が特に必要があると認めた日。

5 管理の指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）とする。

市と指定管理者において、指定管理業務の細目等基本的事項に係る「基本協定」及び会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに「年度協定」を締結するものとし、当初の協定は令和7年4月1日とする。

6 法令等の遵守

河川公園の管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法律等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 野洲市都市公園条例及び野洲市都市公園管理運営規則
- (3) 前各号に規定するもののほか、河川公園の管理運営に係る関係法令等

7 業務内容

(1) 施設全般の管理業務に関する業務

ア 施設全般のマネジメント業務

- ・利用者の安全を確保し、適切に管理運営ができる人員の配置を行う。

イ 施設の経理に関する業務

- ・施設を適切に管理運営するために必要な業務を実施し、その業務に必要な手続きを行う。

ウ 施設の集客促進に関する業務

- ・住民の平等な利用を確保しつつ、施設利用者の拡大を図るための宣伝及び事業の計画を行う。

エ 物品の適正な管理及び庶務に関する業務

- ・河川公園の備品、物品並びに文書の適正な管理を行う。

- ・施設用消耗品の購入、補充、管理を行う。
- ・利用申請書等印刷物の発注、管理を行う。
- ・その他、市が河川公園の管理に関し必要と認めた業務を行う。

オ 事業計画書及び事業報告書に関する業務

- ・年度ごとの事業計画書の作成及び報告書を市が指定する日までに作成し、市に提出する。

また、次年度の事業計画書を作成し、市が指定する日までに、市に提出する。

カ 河川公園内工作物撤去訓練に関する業務

- ・河川公園内工作物撤去訓練について、準備撤収を含め訓練に参加すること。

キ その他施設の管理運営に関する業務

- ・その他、河川公園の管理運営に関し、市が必要と認める業務を行うこと。

(2) 施設利用者に関する業務

ア 受付及び案内に関する業務

- ・施設利用者に対し、受付及び注意事項等の情報提供を行う。
- ・野洲市公共施設予約システムを利用した、利用申請等の事務処理を進めること。

イ 施設の使用許可に関する業務

- ・施設使用の申請に対する許可(不許可)を行う。
- ・減免による利用申請も同様とする。ただし、減免の対象となる個人又は団体については、野洲市公の施設の使用料減免取扱要綱及び野洲市高齢者及び障害者のグラウンドゴルフ場の使用料減免取扱要綱に基づき執り行うこと。

ウ 使用料の徴収に関する業務

- ・施設の利用に係る料金を徴収する。

エ 利用者の安全確保に関する業務

- ・利用者の安全を確保するため、日常はもとより、不測の事態に際しては、避難及び誘導等の指示を行う。

オ 備品等の良好な維持に関する業務

- ・施設利用者が使用する備品等について、良好な状態の維持管理を行う。
- また、必要に応じて利用者へ、説明、指導、立会、操作を行う。

カ 傷病者等の救護措置及び状況報告に関する業務

- ・施設内において、傷病者等の救護が必要となる事態が生じた場合、迅速かつ適正な措置を行う。

キ 利用状況の報告に関する業務

- ・施設利用者の状況を適正に把握するため、利用者の集計を行い市に報告する。

(3) 河川公園事業に関する業務

地域住民の健康の増進を図り、スポーツの振興に寄与する各種事業を開催する。

なお、河川公園で行う事業は下記のとおりとし、自主事業で開催するもの及び事業内容を変更する場合は、事前に市と協議し承諾を得てから実施すること。

- 1) スポーツ大会等の実施
 - 2) その他、市長が必要と認める事業
- (4) 施設の維持管理に関する業務
- 施設の良好な維持管理に努めるため、下記の業務を行う。
- (1) 設備運転管理に関する業務
施設の設備機器の運転操作、監視については、法令等に定める資格を有する者が行う。
 - (2) 設備の維持管理に関する業務
施設の維持管理に関する次の各種点検業務を行う。
 - ①消防設備保守点検業務
 - ②その他法令に定めのある業務
 - (3) 警備に関する業務
施設の警備に関する次の各種業務を行う。
 - ①敷地内及び施設内における保安警備業務
 - ②閉門時における対応に関する業務
 - (4) 清掃に関する業務
施設の清掃に関する次の各種業務を行う。
 - ①日常清掃に関する業務
 - ②グラウンド等の良好な維持に関する業務
 - ③ゴミ収集に関する業務
 - ④移動式便所の清掃に関する業務
 - ⑤河川公園利用者用バリアフリートイレの清掃に関する業務
 - (5) 除草等に関する業務
施設の除草等に関する次の各種業務を行う。なお、除草剤・農薬等の使用は禁止する
 - ①草刈作業
 - ②植栽の刈り込み
 - ③芝刈作業及び肥料散布
 - ④枯芝草の処理
 - ⑤下の新田緑地の除草作業
 - (6) 軽微な施設の修繕に関する業務
 - ①施設の良好な維持管理に努めるため、30万円/件以下の修繕業務を行う。

②修繕の実施については、市と協議する。ただし、緊急を要する場合は、このかぎりでない。

8 経費等について

- (1) 年間の河川公園管理運営費は、予算提示額に基づき執行するものとする。
- (2) 会計年度終了後、30日以内に事業報告を行うこと。

9 指定管理者が負担する範囲

指定管理者は、河川公園の管理業務の履行にあたり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

10 物品の帰属等

- (1) 市が、指定管理者に対して、指定管理料により物品を購入させ、又は修繕により資産を取得させることとなる場合は、その物品又は資産は、市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者は、市の所有に属する物品については、野洲市物品会計規則（平成16年野洲市規則第58号）に基づいて管理を行うものとする。

11 備品物品等

備え付けの備品、物品等は別に提示する。

12 管理運営業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

(1) 危機管理マニュアル

地震をはじめとする自然災害や火災を含めた防災マニュアルを策定すること。なお、野洲市地域防災計画に基づく地区連絡所及び避難施設に河川公園を指定した場合には、当該防災計画に対応した防災マニュアルとすること。

(2) 人権問題について理解を深めるための取り組み

市等が実施する人権問題に関する研修会に参加するなど、職員の人権啓発研修を実施すること。また、定期的に施設利用する団体についても、同様に研修の機会を設けること。

(3) 環境負荷の低減

環境負荷の低減に配慮した物品等の調達や廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進、二酸化炭素の削減に努めること。

(4) 市民活動に関する情報提供

市民活動に関するポスターやチラシ等の窓口備え付けなど、市民活動を促進及び支援する情報の提供に努める。

(5) 市及び市の執行機関による事業周知、啓発等の協力

市及び市の執行機関による事業周知、啓発等に関する印刷物等の設置、配布、又は掲示を行うこと。

(6) 施設に関する要望、苦情等

利用者等、市民から施設に関する要望、苦情等が寄せられた場合は、迅速に回答を行うとともに、市へその内容等を報告すること。

(7) 再委託の禁止

本仕様書にある業務内容について、その全てを一括して第三者に委託することを禁止する。

(8) 物品及び役務の調達

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づき障がい者就労施設からの物品及び役務を積極的に調達すること。

※ 指定期間中、年度ごとの予算については、市の財政状況等により金額が変更となる場合がある。

1.3 協議

この仕様書（別紙 1、別紙 2、別紙 3 及び別紙 4（参考）を含む。）に規定するもの
の他指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し、決定する。

別紙1

用語の定義

- (1) 「自主事業」とは、指定管理者が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (2) 「年度協定」とは、本協定に基づき、市と指定管理者が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (3) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。

管理物件

(1) 管理施設 (※詳細については、財産台帳を参照のこと)

施設の名称 野洲市野洲川河川公園
 野洲市野洲川河川公園管理事務所
 河川公園利用者用バリアフリースイレ
 施設の外構、植栽及びこれに付帯する工作物

(2) 管理物件 (※詳細については、備品台帳を参照のこと)

【河川公園主要備品】

種 類	数 量	備 考
野球得点板	7	(大1、小6)
ホームベース埋設式	1	
ピッチャプレート埋設式・中	1	
ピッチャプレート埋設式・大	1	
サッカーゴール	4組	(大1、中1、小2)
サッカー得点板	1	
ラグビーコーナーフラッグ	5	
ラグビーコーナーフラッグ(ボールのみ)	21	
ラグビーボール用クッション	6	
ラグビーHゴール	1組	
グラウンド・ゴルフボール	24	
グラウンド・ゴルフ用クラブ(子供用)	9	
グラウンド・ゴルフ用クラブ(大人用)	10	
グラウンド・ゴルフ用クラブ(単色)	5	
グラウンド・ゴルフ・ホルホスト	24	
テニスボール	8組	
審判台	7	
長椅子(公園内用)	10	(背あり8、背なし2)
メジャー	5	(100m3、50m2)
ラインカー	6	(大1、中4、小1)
トンボ・コートブラシ立て	8	
グラウンド用レーキ	4	
テニスコート用レーキ	1	
吸水ローラー	3	

転圧ローラー	1	
指揮台	1	
朝礼台	1	
3連ロッカー	3	
書類保管用キャビネット	2	
金庫	1	
レジスター	1	
電話機	1	
シュレッター	1	
事務机	6	
事務机	1	(細長タイプ)
事務椅子	8	
回転椅子	2	
パンフレットラック	1	
パソコン	1	
マイク	1	
マイクスタンド	1	
アンプ	1	チューナー等一式
園内放送用アンプ台	1	
ホワイトボード	2	(事務室1、業務員控室1)
書棚	1	
黒板	1	
机	8	(大4、中3、小1)
キャビネット	2	(中1、小1)
会議室用イス	16	
パイプ椅子	40	(中37、小3)
ストーブ	3	
消火器	5	
送風機	3	
扇風機	1	
洗濯機	1	
丸ちゃぶ台	1	
丸椅子	2	
黒板	1	日程表
リアカー	2	アルミ製2、小1

一輪車	4	
ローラー	1	
ローラー用重し	4	
掲揚ポール	3	
発電機	1	
投光器	1	取付式
肥料散布用タンク	1	
用水ポンプ	2	
スプリンクラー	2	
散水用ホース	4	
サッチャー	1	
チェーンソー	1	
ブロアー	1	
芝刈機（乗用式）	1	
芝刈機（自走式）	2	
草刈機（肩掛式）	4	
コンプレッサー	1	
カッター鉄製	2	（中1、小1）
フォーク	4	
鋤	1	
スコップ	7	（角2、丸2、中1、小2）
つるはし	1	
ホースロール	2	
ブースターケーブル	1	
ドラム缶用ポンプ	1	
延長コードドラム	2	
熊手	4	
掃除道具入れ	1	
三角草堀	4	
脚立	8	（大4、中3、小1）
脚立台	1	
スチール棚	9	（第2、中2、小5）
長机	14	（長9、短5）
移動式便所	3	（一般2、車いす1）

別紙3

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定 管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
	一般的な税制変更		○
施設・設備の損傷等	指定管理者の故意または重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（1件30万円未満のもの）		○
	備品、消耗品の盗難・紛失		○
第三者への賠償	指定管理者としての義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	○	
保険	火災保険の加入	○	
	利用者等にかかる保険の加入		○

* 本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、野洲市と指定管理者が協議のうえ決定します。

過去の実績

年度	利用人数	指定管理料
令和2年度	62,168 人	12,579 千円
令和3年度	65,852 人	12,912 千円
令和4年度	71,358 人	12,956 千円
令和5年度	49,751 人	13,156 千円

※令和5年度より、利用者集計方法を延べ人数から利用者実数に改めました。